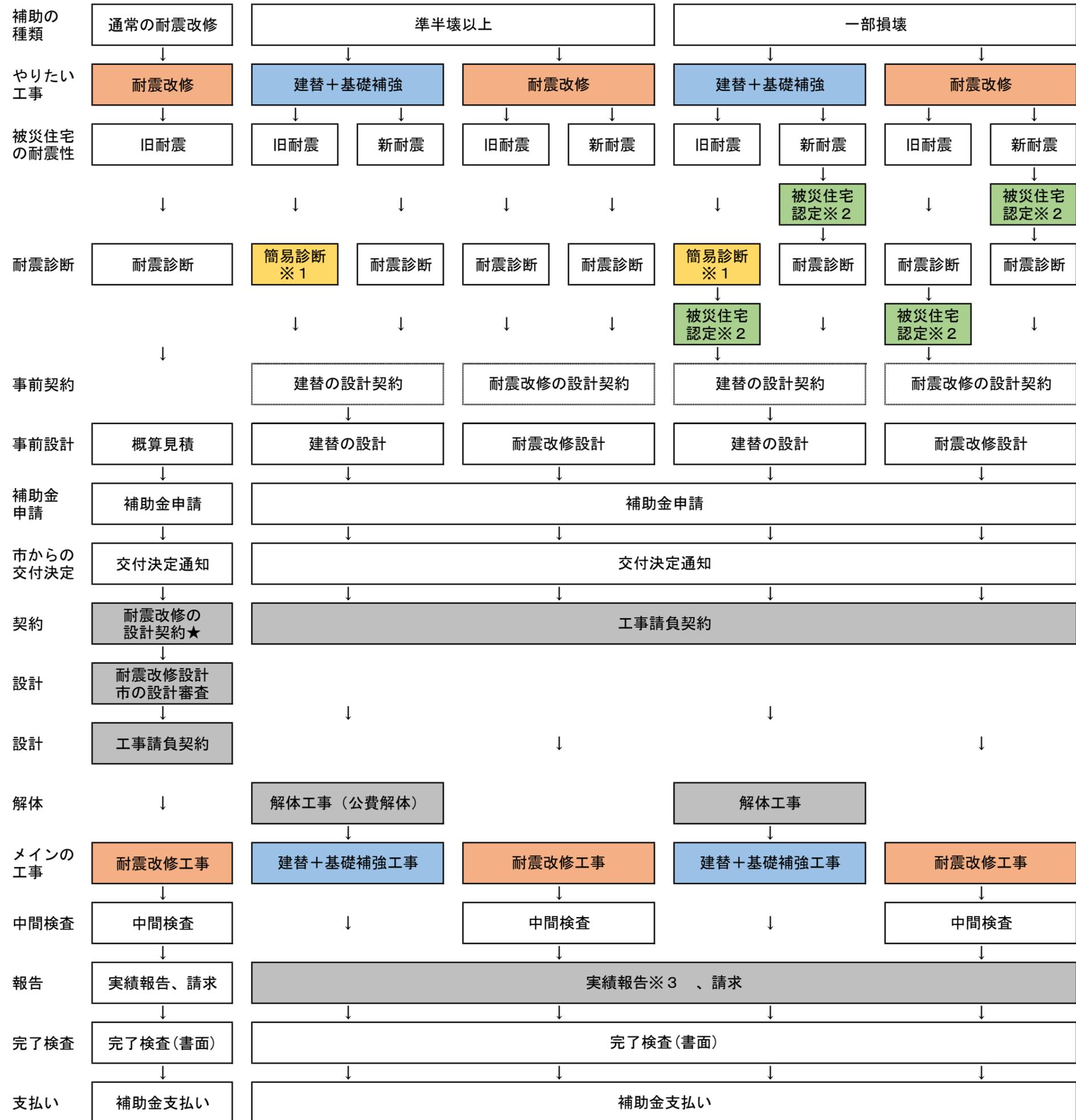


# 被災木造住宅耐震改修支援事業のフロー



## 備考

簡易診断、耐震診断で「耐震性あり」と判定された場合、補助対象となりません

富山県建築士事務所協会耐震診断の申込をされた場合、別途申請により自己負担額分が補助されます。

※1 簡易診断の場合、旧耐震(昭和56年以前に着工)の建物である旨が確認できる書面の写しが必要です

※2 一部損壊の新耐震は耐震診断の申込み前に、高岡市で「被災住宅認定」を受けてください。一部損壊の旧耐震は耐震診断の申し込みができるため、補助金申請前に「被災住宅認定」を受けてください

**※1**  
簡易診断とは「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」で建築士等が行う簡易なものを指します

**※2**  
被災住宅認定は「被災住宅認定申請書」により高岡市建築政策課に申請してください

工事請負契約の前に「補助金申請」し、市から「交付決定」をもらってください

★ 通常の耐震改修は、設計費が補助対象となるため、交付決定の後に設計契約してください

り災証明で「半壊以上」の判定を受けた住宅において建替等をする場合、確認申請手数料が減免されます(R7.3.31申請まで)

設計契約と工事請負契約は別としてください

解体工事の着手及び契約は「交付決定」の後としてください

※3 建替等は「確認済証、検査済証、省エネ性能の説明書、地質調査結果とその対応」等の書類が必要です